

伊方町は新婚生活を応援します♡



伊方町では、支援内容を拡充して新婚生活を応援します。

【対象】令和8年1月1日以降の婚姻し、4月1日以降の支出したもの
【申請期限】令和9年3月15日（月）

結婚新生活支援補助金

ご夫婦ともに **29歳以下** の新婚さんに

- ◇ 住宅購入費、リフォーム費用、家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越費用
- ・ 世帯所得：500万円未満
- ・ 一世帯あたり：最大 60万円

ご夫婦ともに **39歳以下** の新婚さんに

- ◇ 住宅購入費、リフォーム費用、家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越費用
- ・ 世帯所得 500万円未満
- ・ 一世帯あたり 最大 30万円

結婚新生活支援補助金

（所得要件緩和、時短家電及び省エネ家電購入）

ご夫婦ともに **29歳以下** の新婚さんに

- ◇ 住宅購入費、リフォーム費用、家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越費用
- ・ 世帯所得：500万円以上 660万円未満
- ・ 一世帯あたり：最大 20万円
- ◇ 時短・省エネ家電購入費
- ・ 世帯所得 660万円未満
- ・ 一世帯あたり 最大 20万円

詳しくはWEBサイトでご確認ください →



※令和7年度中に本町において当補助金の交付決定を受けた方は、4月1日以降支出したものに対し、上記限度額から受給済の補助金額を減じた額を上限として令和7年度に申請することができます。

【問い合わせ先】伊方町保健福祉課 電話 0894-38-0217

支援内容に関するサイトのURL <https://www.town.ikata.ehime.jp/soshiki/4/20916.html>